電気通信大学リサーチアドミニストレーター要項

制定 令和3年9月13日要項第4号

(URA)

第1条 電気通信大学における研究教育力強化及び研究支援に関して優れた知識と能力を有する高度な専門性を持つ職員については、リサーチアドミニストレーター(略称「URA」)と称する。

(適用範囲)

- 第2条 前条の規定は、次のいずれかに該当する者に適用する。
 - (1) 研究教育マネジメント職員
 - (2) 産学官連携センター所属の産学連携コーディネーター
 - (3) 知的財産マネージャー
 - (4) その他同等の業務を行うものと認める者
- 2 前項第4号に規定する者は、学長が指名する。 (その他)
- 第3条 その他リサーチアドミニストレーターの取扱いについて必要な事項は、学長が別に定める。

附則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。